

論文要旨説明書

報告論文のタイトル : Regulatory Ambiguity: a pilot survey of regulated entities' perspectives

報告者・共著者 (大学院生は所属機関の後に (院生) と記入してください。)

報告者氏名 : 平田 彩子

所属 : 岡山大学社会文化科学研究科・法学部

共著者 1 氏名 :

所属 :

共著者 2 氏名 :

所属 :

論文要旨 (800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語)

一般的・抽象的な文言で記された規制法は、その実施現場において、どのように理解され、解釈され、そして実施されているのだろうか。特に、法の運用開始直後、まだ先例もない中で、法はいかに適用現場において具体化されるのか。本報告は、上記問いを念頭に置きつつ、被規制者側（事業者側）の対応や法の認識に目を向けたものである。彼らがあいまいな規制法にいかに対応しているのか、彼らの視点から見て現場行政部署はどの程度の役割を担っているのか、被規制者を対象としパイロット的に実施した質問票調査の結果をもとに考察することが、本報告の目的である。具体的文脈として、環境規制（水および土壌）を取り上げている。

法は規則やガイドライン等を通じて、具体的な解釈や適用場面についてより詳細に説明されてはいるが、多種多様な現事例すべてにおいて網羅されているわけではなく、またそもそも法制定時にすべての起こりうる状況を想定し、具体的にそれぞれ指示を事前に示しておくことは不可能である。一般的抽象的な法規定は、個別具体的な事例に対し効果的な適用判断を可能にする一方、何が法に該当するのか、何をもち「法を遵守している」とみなされるのかについてオープンであり、その分法実施現場での関係者の理解が実現される法の具体的意味の構築に大きな影響を及ぼす場面であると言える。規制者は常に被規制者を監視しているわけではないことを考えると、被規制者自身の法についての認識や行動枠組みを理解することは重要である。

環境規制や各種安全規制についての被規制者行動に関する研究では、従来、何が被規制者（事業者）の遵守行動を促進・阻害するのかについて、抑止効果や社会的承認の必要性といった変数等、多くの議論の蓄積がある。その一方で、そもそも何をもち「遵守」とみなすのか、またその際に現場行政はどのような役割を果たしているのか（あるいは果たしていないのか）、については未だ発展途上の段階である。とはいえ、いくつかの注目すべき先行研究は存在しており、それによると、事業者組織内での規制担当職員の保有する組織内自立性や専門知識の程度、現場行政職員との接触の程度が、彼らの法に対する認識形成に重要な影響を与えているという(Gray & Silbey 2014)。また、別の研究では専門職集団のネットワークが、何が法遵守に値するのかについての理解が形成される上で重要であると指摘しているものもある(e.g., Edelman et.al. 2010)。本報告では、先行研究を参考に、パイロット的に実施した質問票調査をもとに、規制法実施のもう一方の側、すなわち被規制者側に焦点を当て、彼らの法に対する認識やあいまいな法についての対応について考える。